

平成19年3月
まちづくり局まちづくり調整課

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例により
設置する標識（「事業計画のお知らせ」の標識）を一部変更します

建築主及び建築主代理者の皆様へ

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第13条により、対象事業者は、対象事業を行おうとするときは、対象事業の概要を記載した標識を設置しなければならないと定めております。

平成19年4月1日からこの標識の一部を変更しますので、お知らせします。

変更の内容は、標識の下段の部分で、現在の「標識設置日」、「説明報告書提出日」、「承認日」に加えて、新たに「要望書提出期限」、「意見書提出期限」の項目を設けるものです。

皆様の御協力をお願いいたします。

お問い合わせ
まちづくり局総務部まちづくり調整課
電話 044(200)2708
ファックス 044(200)3969

